

令和8年度

# 一般入学者募集案内

## 愛媛県立弓削高等学校

〒794-2505 愛媛県越智郡上島町弓削明神305番地

TEL 0897-77-2021

FAX 0897-77-3844

### [1] 学校の概要

#### 1 スクール・ミッション（期待される社会的役割、目指すべき学校像）

上島町唯一の県立高校として、地域と協働した活動や少人数での学びを生かし、個に応じた教育を推進します。また、地域素材を活用した探究型学習などの教育活動を通して、豊かな発想力とチャレンジ精神に満ちた、自ら考えて行動できる人材を育成します。

#### 2 スクール・ポリシー（入学から卒業までの教育活動に関する三つの方針）

##### (1) グラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）

次に掲げる7つの力を育成し、地域課題の解決に向けて自ら考え行動することのできる生徒を育てます。

【思考力】幅広く経験や知識を深めながら、筋道を立てて多面的に考える力

【表現力】自分の考えを、プレゼンテーションなどの表現方法を用いて相手に伝える力

【創造力】知識をつなげ、新たな発想と価値を創り出す力

【企画・運営力】アイデアをもとに計画を立て、実現に向けてチャレンジする力

【課題解決力】課題を見つけ、その解決に向けて自ら考え行動できる力

【進路実現力】将来設計を明確にし、自らの学びを、自己の進路に生かそうとする力

【つながる力】他者や地域社会と協働・共助して、更なる高みを目指す力

##### (2) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

ア 基礎学力の向上や資格取得、進学や就職など、生徒の進路に応じた学びを実現するために、類型別・講座別の授業を実施します。

イ I C Tの効果的な活用により、生徒一人一人の適性・能力に応じたきめ細かく丁寧な個別指導を実施します。

ウ 一人一人が主役となって輝くことができる学校行事や探究活動、部活動を通じて、新たな創造へのチャレンジを全力で支援します。

エ 地域課題の解決に向けた協働的、探究的な学びを、地域と連携して実施します。

##### (3) アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

ア 本校での学びを通じて自らの可能性を伸ばし、将来の夢を見つけたい、実現したいと願っている生徒を募集します。

イ 自らの成長を信じ、失敗しても粘り強く取り組もうとするチャレンジ精神を持っている生徒を募集します。

ウ 自らの学びを地域や社会のために役立てたいという強い意志を持っている生徒を募集します。

### 3 教育課程（令和8年度入学生）

#### (1) 1年（全員共通）

科 目	週時間数	科 目	週時間数	科 目	週時間数	科 目	週時間数
現代の国語	2	数学 I	3	保健	1	家庭基礎	2
言語文化	2	数学 A	2	音楽 I	2	総合的な探究の時間	2
地理総合	2	化学基礎	2	英語コミュニケーション I	3	ホームルーム活動	1
歴史総合	2	体育	3	論理・表現 I	2	合計	31

#### (2) 2・3年

進路希望に応じて、二つの類型を設けています。

- ア I型 … 主に短期大学・専門学校進学や就職の希望者向けの類型です。商業・家庭・保健体育・芸術（音楽）の選択科目を開講します。
- イ II型 … 主に四（六）年制大学・医療系専門学校進学の希望者向けの類型です。文系・理系それぞれで、5（6）教科を中心に学習します。

### 4 進路状況（令和7年3月卒業生）

性別	進路別	卒業者数	進 学			就 職	その 他
			四年制大学	短期大学	専修学校		
男 子		13	3	0	5	4	1
女 子		11	0	1	5	5	0
計		24	3	1	10	9	1

## 〔2〕一般入学者選抜

### 1 募集人員

普通科募集定員（40名）から特色入学確約者数を差し引いた数とします。

### 2 出願

#### (1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ア 令和8年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校等」といいます。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。ただし、愛媛県県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和8年度に進級する意思を示した者を除きます。
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

#### (2) 出願期間

ア 出願期間は、令和8年2月9日（月）午前9時から同月16日（月）正午までとします。

イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、志願変更期間（(6)に掲げる期間をいいます。以下同じ。）中も出願することができます。

#### (3) 出願制限

入学志願者は、他の公立高等学校（他の都道府県の公立高等学校を含みます。）又は課程に出願することはできません。

#### (4) 出願方法

入学志願者は、えひめ電子申請システムにより出願を行ってください。

なお、出願に際し提出が必要となる各種書類については、同システムにより提出することとされているものを除き、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいいます。以下同じ。）により提出してください。

#### (5) 出願手続

ア 入学志願者は、次のとおり出願手続を行ってください。

(ア) 入学志願者は、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより出願手続を行うとともに、入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）を所定の方法にて支払ってください。

(イ) 県外からの入学志願者は、(ア)により出願手続を行うとともに、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校（以下「在籍校等」といいます。）の校長（以下「中学校長」といいます。）を経て（在籍校等のない場合（在籍校等が外国に所在する場合を含みます。以下同じ。）にあっては、直接）、愛媛県立弓削高等学校長（以下「本校校長」といいます。）に愛媛県県立高等学校入学志願理由書（以下「入学志願理由書」といいます。）を提出してください。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を提出してください。

イ 中学校長は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める手続を行ってください。

(ア) 入学志願者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校である場合、中学校長は、入学志願者が出願手続により入力したデータを専用の出願管理システム（以下「入試出願システム」といいます。）により本校校長へ提出してください。

(イ) 入学志願者から入学志願理由書又は入学志願許可申請書が提出された場合、中学校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより当該書類を本校校長へ提出してください。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、別に定めるところによってください。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和8年1月9日（金）までに学力検査に関する特別措置願を本校校長に提出してください。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上の長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書（厳封してください。）を本校校長に提出することができます。

オ 海外帰国生徒等（(イ)に掲げる者をいいます。以下同じ。）としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとします。

(ア) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、令和8年1月9日（金）までに海外帰国生徒等取扱措置願を本校校長に提出してください。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出してください。

(イ) 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和8年2月8日までの期間をいいます。）が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいいます。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなします。

## (6) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、令和8年2月17日（火）午前9時から同月25日（水）正午までの間に、えひめ電子申請システムにより、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができます。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額（1,250円）を所定の方法にて支払ってください。

## 3 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、令和8年2月17日（火）午前9時から同月25日（水）正午までの間に、本校校長に提出してください。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、報告書の提出を次の方法により行ってください。

ア 入学志願者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校である場合、中学校長は、入試出願システムにより提出してください。

イ 入学志願者の在籍校等がアに掲げるもの以外の場合、中学校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより提出してください。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、別に定めるところによってください。

(3) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出してください。

## 4 学力検査等

### (1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行います。

ア 検査教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とします。

イ 検査問題

令和8年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和7年5月20日愛媛県教育委員会公告）1(1)イに定めるところによります。

### (2) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行います。

### (3) 期日及び日程

期　　日	時　　間	教　科　等
令和8年 3月5日(木)	9:00 ～ 9:30	点呼・受検上の注意
	9:45 ～ 10:30	国　　語
	10:50 ～ 11:15	国　　語（作文）
	11:35 ～ 12:25	理　　科
	12:25 ～ 13:20	（昼　　食）
	13:25 ～ 14:15	社　　会

令和8年 3月6日(金)	9:00 ~ 9:30	点呼・受検上の注意
	9:45 ~ 10:35	数 学
	10:55 ~ 11:55	英 語
	11:55 ~ 12:55	(昼 食)
	13:05 ~	面 接

#### (4) 検査場

検査場は、愛媛県立弓削高等学校です。

#### (5) 留意事項

ア 当日の持参品は、次のとおりです。

受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消しゴム、コンパス、定規（分度器兼用のものを除きます。）、下敷き（無地）、弁当

イ 上記以外のもの（分度器、計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等）の学力検査場への持込みは、禁止します。

### 5 入学者の選抜方法

(1) 報告書、学力検査の成績並びに面接の結果を資料とし、本校の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜します。

(2) 合格者の決定は、次の方法によります。

ア 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とします。

イ 調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいいます。以下同じ。）は、135点満点とします。

ウ 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接の評価方法等については、本校校長が定めます。

エ 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜します。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、(ア)及び(イ)中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えます。

#### (ア) 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接の結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜します。

#### (イ) 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」といいます。）、調査書点に基づく得点（以下「B」といいます。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接の評価に基づく得点（以下「C」といいます。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜します。

A、B及びCの合計は500点満点とします。また、A、B及びCの満点の比率は、A : B : C = 3 : 3 : 4とします。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接の結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としません。

(3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の規定に従って選抜します。

- (4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、本校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜します。この場合において、本校の第1学年の学級数を限度として、募集定員を超えることができるものとします。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとします。

## 6 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月18日（水）午前10時に、本校において、受検番号を掲示して行います。また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載します。

## 7 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができます。
- (2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年3月18日（水）から1月間とします。  
なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととします。
- (3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、本校に送付することにより行ってください。
- (4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除く日の午前9時（令和8年3月18日（水）にあっては、午前10時）から午後5時までの間に、本校で行ってください。
- (5) 開示内容については、次のとおりとします。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

## 8 追検査

一般入学者選抜の入学志願者が、病気その他やむを得ない事情により、学力検査等の全部又は一部を欠席したと認められる場合においては、令和8年3月13日（金）に追検査を実施します。詳細は「愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項」を参照してください。

## 9 合格者説明会

令和8年3月23日（月）午後1時より、本校体育館において、合格者説明会を行います。入学手続に必要な書類等を配付するため、保護者同伴の上、必ず出席してください。